

賃金等の変動に対する工事請負契約書第26条第6項の運用について

1. 適用対象工事

契約書第26条第6項の規定に基づく請負代金額の変更の協議（以下「インフレスライド協議」という。）を行うことのできる工事は、次のとおりとする。

- (1) 契約書第26条第6項の請求は、2.(3)に定める残工期が2.(2)に定める基準日から2ヶ月以上ある場合に行うことができる。

2. 請求日及び基準日等について

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 請求日：インフレスライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議を請求した日とする。
- (2) 基準日：請求があった日から起算して14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とし、請求日とすることを基本とする。
- (3) 残工期：基準日以降の工事期間とする。

3. 請負代金額の変更手続

- (1) 請負代金額の変更手続において本通達に定めのないものは、「土木・施設工事管理要領（令和4年6月22日中高技第26号）」第2編第2章2-6-3手続きに準じるものとする。

4. インフレスライド協議の請求

- (1) 発注者又は受注者からのインフレスライド協議の請求は、書面により（別紙1）行うこととし、その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。
- (2) 基準日設定後に新たに賃金水準が変更された場合には、その都度インフレスライド協議を請求することができる。

5. 請負代金額の変更

- (1) 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額（以下「インフレスライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。
- (2) 発注者のインフレスライド額の算定基準は、次のとおりとする。

$$S = \sum S_n$$

- 1) 受注者より請求の場合  $S_n = (P_n - Q_n) - (Q_n \times 0.01)$  但し  $S_n \leq 0$  のとき  $S_n = 0$

2) 発注者より請求の場合  $S_n = (P_n - Q_n) + (Q_n \times 0.01)$  但し  $S_n \geq 0$  のとき  $S_n = 0$   
ここで、

$S$  : スライド額の総額

$S_n$  : 第  $n$  回目のスライド額

$P_n$  :  $P_n = \Sigma (N_n \times U_n)$ ,  $P_{n-1} = \Sigma (N_{n-1} \times U_{n-1})$ , ……  $P_0 = \Sigma (N_0 \times U_0)$

$Q_n$  : 第  $n - 1$  回目のスライドが、

1) 受注者より請求されていた場合  $Q_n = P_{n-1} - Q_{n-1} \times 0.01$

2) 発注者より請求されていた場合  $Q_n = P_{n-1} + Q_{n-1} \times 0.01$

$Q_0 = 0$

$S_{n-1} = 0$  の場合、 $n-1 = n-2$  とし、 $S_{n-2} = 0$ 、 $S_{n-3} = 0$ 、…の場合についても同様とする。

$N_n$  : 第  $n$  回目のスライド基準日以降の残工事数量

$U_n$  : 第  $n$  回目のスライド基準日における賃金または物価を基礎として算出した修正単価

$U_0$  : 契約単価

#### 修正単価

① 総価単価契約の場合、修正単価 ( $U_n$ ) は、次式により算出する。

$U_n = U_0 \times (r_n / r_0)$  (円未満切り捨て)

$U_0$  : 契約単価

$r_0$  : 発注者の積算時の設計単価

$r_n$  : 第  $n$  回目の基準日における賃金または物価 (機械器具損料含む。) を基礎として修正した発注者の設計単価 (発注者の積算時の労務費、材料費及び機械器具損料を修正して算出する。)

② 総価契約の場合、残工事数量に基づき、内訳書の合計金額を修正するものとする。

③ 修正単価を算出する場合の積算基準は、発注者の積算時の「土木工事積算要領」「施設工事積算要領」によるものとする。

④ 基準日の労務賃金、材料価格及び機械器具損料は、基準日時点の「土木工事等単価ファイル」「施設工事等単価ファイル」によるものとする。

(3) インフレスライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について算定するものとする。

#### 6. 残工事量の算定

(1) 基準日における残工事量の算定は、基準日時点において完成している工事の確認を行い、当該完成部分の出来形を算出することにより行うものとし、監督員と受注者との間で確認するものとする。

(2) 基準日までに契約図書に基づき変更指示されている設計数量についても、基準日以降の残工事量についてはインフレスライドの対象とする。

(3) 工事の出来形部分の算出は、次の各号に基づいて行うものとする。

一 受注者は、自らの負担で出来形部分の算定に必要な測量及び出来高算出作業を行い、その成果を整理し、監督員に提出するものとする。

- 二 受注者は、監督員と協議のうえ出来高を実際の工事の出来形部分を超過しない範囲の概算数量で算出することができる。特に、土工、舗装及びコンクリート工等継続して施工しているものについては、施工箇所ごとに平均断面図を作成して、これに延長を乗じる等概算の出来形部分で算出できるものとする。
- 三 契約単価または内訳書項目の金額に含まれる主たる作業が完了している場合には、その単価または内訳に含まれるすべての作業が完了していなくても、監督員が認めた割合により工事の出来形部分を算出できるものとする。
- 四 一式、一箇所等の単位で検測するものについては、その単価または内訳に含まれるすべての作業が完了していなくても、監督員が認めた割合により工事の出来形部分を算出できるものとする。
- 五 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合は、出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。

## 7. インフレスライド額の協議

- (1) 受注者からの請求または発注者及び受注者双方からの請求の場合においては、受注者は、監督員から通知のあったスライド額見積方通知書に基づき算定したインフレスライドの請求額を記したスライド額協議書（当該請求額の算出基礎を添付したもの）を監督員に提出するものとする。
- (2) 発注者からの請求の場合においては、発注者が算定したインフレスライドの請求額を記したスライド額協議書をもって受注者と協議するものとする。
- (3) 前2項のインフレスライド額は、諸経費を含むものとする。
- (4) 契約書第26条第8項に規定する協議開始の日は、最終数量確定後とする。
- (5) インフレスライド額について、監督員からの協議書により受注者は同意書【各共通仕様書に規定する様式】を監督員に提出するものとする。なお、協議開始の日から28日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め、受注者に通知する。

## 8. 変更契約

契約責任者は、インフレスライド額に係る契約変更協議開始日以降、工期末までに受注者との間で変更契約を締結すること。

## 9. 全体スライド及び単品スライド条項の併用

- (1) 契約書第26条第1項から第4項までに規定する全体スライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、本通達によるスライドを請求することができる。
- (2) 本通達に基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、契約書第26条第5項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができる。

以 上

中日本高速道路(株) 支社  
支社長 殿

会社名  
代表者 印

インフレスライド請求書

工事名) \_\_\_\_\_

標記工事について、工事請負契約書第26条第6項の規定に基づき請負代金額の変更を請求します。

記

1. 契約締結日 : 年 月 日
2. 工期 : 自) 年 月 日  
至) 年 月 日
3. 請負代金額 : ¥ 円
4. インフレスライド額 : 精算数量確定後、協議する。